

平成 27 年度 鹿児島県 事業計画

都道府県コード

460001

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	997	997
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	1,481	6,990	8,471
4.消費生活相談体制整備事業	6,090	25,267	31,357
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	318		318
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	16,033	21,746	37,779
うち、先駆的事业	-	-	-
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	23,922	55,000	78,922

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	226,026	
都道府県予算	78,092	
管内市町村予算総額	147,934	
支出等額	78,922	
支出等割合	35%	35%
支出等額(先駆的事业(交付金)を除く。)	78,922	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事业(交付金)を除く。)	35%	35%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加	
自治体参加型	①参加者総数	人
	②年間研修総日数	人日
	③参加自治体	()
法人募集型	①参加者総数	人
	②年間研修総日数	人日
	③実地研修受入自治体	()

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	市町村相談員等を対象とした研修の開催	464	464			講師謝金, 旅費, 研修資料代等
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	市町村の取組を支援するため, 県消費生活相談員等の研修参加支援	1,017	494	523		研修参加旅費, 研修資料代
⑨消費生活相談体制整備事業	県消費生活相談員の報酬引き上げ	6,090	5,582	508		報酬引き上げに係る報酬及び社会保険料
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	県消費生活相談員による市町村相談員等への指導・助言	318	318			消費生活相談支援員旅費
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	各種団体等が実施する研修会への講師派遣, 消費者教育・啓発に資する各種事業の実施	10,467	10,467			啓発委託料, 消費生活講座講師謝金・旅費 等
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	消費者団体の育成	2,558			2,558	委託料
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	事業者に対する景品表示法の普及啓発, 違反事件等の調査	1,388	1,388			啓発旅費, 会場借り上げ料, 啓発パンフレットの印刷, 商品の検査及び特定商取引法に関する建築工事調査手数料 等
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	市町村相談員等から弁護士に電話する体制の構築	1,620		1,620		委託料
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		23,922	18,713	2,651	2,558	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	消費者行政職員による研修の開催
	(強化)	専門家を講師に招聘しての研修の開催
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	消費生活センター相談員, 一般職員は研修参加あり, 大島消費生活相談所の相談員・職員は研修参加なし
	(強化)	消費生活センター相談員, 一般職員の研修参加の増加, 大島消費生活相談所の相談員・職員の研修参加
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	報酬日額 非常勤A:7,950円 非常勤B:7,050円
	(強化)	報酬日額 非常勤A:9,890円 非常勤B:8,780円(H27:8,770円)
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	電話による指導・助言
	(強化)	消費生活相談支援員が市町村を訪問しての指導・助言
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	県政広報番組・新聞による啓発, 情報紙作成, 高齢者講座, 若年者講座, その他要請に基づく講座等
	(強化)	啓発パンフレットの作成, テレビCM等による世代別啓発, 複合型・体験型イベントの実施
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	なし
	(強化)	消費者団体による消費者啓発事業の実施
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	なし
	(強化)	事業者に対する説明会の開催(県内2か所), 景表法違反が疑われる商品の試買及び分析調査等
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	なし
	(強化)	市町村相談員から弁護士に電話相談する体制の構築
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
13 人	
対象人員数計	追加的総費用
13 人	6,090 千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	有

別表2

管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	指宿市, 垂水市, 南九州市, 伊佐市, 瀬戸内町	692	25	462		窓口機能強化のための資料, パソコン等購入
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	曾於市, 南さつま市, 志布志市	516		510		相談員の弁護士相談
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	鹿屋市	150		150		弁護士等との合同研修の実施
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 南九州市, 伊佐市, さつま町, 肝付町, 南種子町, 大和村, 瀬戸内町, 喜界町, 天城町, 伊仙町, 和泊町知名町, 与論町	7,673	2,145	4,695		相談員の県内外への研修参加支援
⑧消費生活相談体制整備事業	鹿児島市, 枕崎市, 出水市, 指宿市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 始良市, さつま町, 長島町, 肝付町, 瀬戸内町, 天城町, 伊仙町	38,334	9,729	15,538		相談員の勤務時間増報酬, 社会保険料, 通勤手当等の処遇改善
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	鹿児島市, 鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 霧島市, いちき串木野市, 志布志市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, さつま町, 湧水町, 錦江町, 肝付町, 南種子町, 屋久島町, 瀬戸内町, 徳之島町, 天城町, 与論町	20,734	9,229	10,785		地域ラジオ局による啓発放送, 消費者被害未然防止のための啓発資料作成, 悪質商法対策シール作成, 出張講座等の開催 等
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	奄美市, 南大隅町	900	869			消費者問題啓発放送委託(ラジオ) 社会福祉協議会と連携した啓発資材配布
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	徳之島町, 伊仙町, 和泊町, 知名町	863	458	405		法律相談会の実施
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		69,862	22,455	32,545	-	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
19 人	17,243 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
22 人	
対象人員数計	追加的総費用
32 人	29,466 千円

別表3 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	76,364	千円
うち都道府県分	21,364	千円
うち管内の市町村合計	55,000	千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	2,558	千円
うち都道府県分	2,558	千円
うち管内の市町村合計	-	千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	43,874 千円	81,542 千円	78,092 千円	34,218 千円	-3,450 千円
うち交付金等対象経費	/	26,208 千円	23,922 千円	/	-2,286 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	6,053 千円	6,090 千円	/	37 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	千円	千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	千円	千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	43,874 千円	55,334 千円	54,170 千円	10,296 千円	-1,164 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	64,657 千円	147,026 千円	147,934 千円	83,277 千円	908 千円
うち交付金等対象経費	/	44,933 千円	55,000 千円	/	10,067 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	20,669 千円	25,267 千円	/	4,598 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	千円	千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	千円	千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	64,657 千円	102,093 千円	92,934 千円	28,277 千円	-9,159 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	108,531 千円	228,568 千円	226,026 千円	117,495 千円	-2,542 千円
うち交付金等対象経費	/	71,141 千円	78,922 千円	/	7,781 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	26,722 千円	31,357 千円	/	4,635 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	108,531 千円	157,427 千円	147,104 千円	38,573 千円	-10,323 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	-	人		
うち都道府県		人		
うち管内市町村		人		
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	-	人		
うち都道府県		人		
うち管内市町村		人		
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	-	千円		
うち都道府県		千円		
うち管内市町村		千円		
④③を含めた交付金等対象外経費	147,104	千円		
うち都道府県	54,170	千円		
うち管内市町村	92,934	千円		
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	35	%	35	%
うち都道府県	31	%	31	%
うち管内市町村	37	%	37	%

↓先駆的事業(交付金分)を除く支出割合

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	450,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	5,396 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	2,558 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	179 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	3,017 千円
設置当初の基金残高(積み増し相当分)	16,917 千円
前年度末の基金残高(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金上積額(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金取崩し予定額(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(積み増し相当分)	- 千円
今年度末の予定基金残高(積み増し相当分)	- 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	13 人	今年度末予定	相談員総数	13 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	13 人	今年度末予定	相談員数	13 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的内容
①報酬の向上	○	平成22年度から相談員の報酬額を増額
②研修参加支援	○	市町村支援のため、研修参加機会を拡充
③就労環境の向上		
④その他	○	通勤手当相当額の費用弁償を支給

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
消費者啓発広報事業	①	テレビCMや新聞広告等により、高齢者とその見守りに取り組んでいる関係者及び若年者のそれぞれに対し、被害の多いトラブル事例及び相談窓口(消費者ホットラインの3桁化を含む)を周知啓発	9,914	無	
		計	9,914		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。